

令和7年度
沖縄県バイオ産業拠点の形成に向けた調査検討業務委託
仕様書(案)

1 委託業務名

令和7年度沖縄県バイオ産業拠点の形成に向けた調査検討業務委託

2 事業期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

3 事業目的

本県は、新たなリーディング産業の創出を図るため、これまで知的・産業クラスターの形成を目指すとともに、「健康・医療分野」を成長分野に位置づけ、様々な施策を展開してきた。その結果、バイオ関連企業や専門人材の集積が進み、産業化の基盤及び学術・研究機関による有望なシーズが蓄積されてきた。一方、「健康・医療分野」に関しては研究開発段階の企業が多く、研究開発から製品化・事業化へステップアップさせるための産業化への橋渡しが課題となっている。

そのため、県は「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」(令和4年5月)において、バイオテクノロジーを活用した産業化の促進を掲げ、具体的施策の一つとして、健康・医療分野を軸とした産業拠点の形成に取り組むこととしている。

令和4年7月には、当該産業拠点の形成に向けた基本的な考え方をまとめた「拠点構想」を策定し、製造機能を有した施設等の拠点形成を基本方針とする検討を進めてきた。

「拠点構想」に位置付けられた製造支援施設の整備については、多様な関係者が参画する持続可能な拠点形成を進めるため、行政と民間が連携して整備する PPP/PFI 手法の活用を検討している。

本業務委託では、民間の活力やノウハウを活用した施設整備及び効果的かつ効率的な維持管理運営等を行う PPP/PFI 手法の導入に向け必要となる全般的な調査・検討・支援を行うものである。

4 業務概要

(1) 導入可能性調査、整備基本計画の作成支援

県が実施したこれまでの調査で、財政負担の軽減効果等を踏まえて整備に係る実現性を検討した結果、公有地を活用した LABV 方式 (Local Asset Backed Vehicle)、定期借地権方式、又は、PFI 方式 (BT0/コンセッション方式) を想定する事業手法として整理した。

一方、これらの手法導入にあたっては、事業スキームやリスク分担などを、より詳細

に検討する必要があることから、本事業では、民間事業者の参入意向調査等を実施し、実現性を踏まえた事業スキームを検討することとする。

ア. 事業スキームの精査

公有地を活用した PPP 手法による製造支援施設の整備について、民間事業者を募集するために必要となる事業スキーム（事業手法、事業範囲、事業期間、リスク分担等）の精査を行う。

また、事業スキームの精査にあたり、民間事業者へのヒアリング等を行い、実現性を確認すること。

イ. 整備基本計画（案）の作成支援

整備方針等を示す整備基本計画（案）については、民間事業者への参入意向調査に加えて、有識者からの助言等を踏まえて策定する。そのため、整備基本計画（案）の作成支援と有識者から構成される検討委員会（委員 8 名（令和 6 年度に委員会設置済み））の運営を行うこと。

整備基本計画（案）の作成支援については、整備基本計画（案）の作成、専門的な助言、各種データの収集・整理等を行う。

検討委員会の運営については、議題の提案、委員会資料の作成、委員への連絡調整、議事録作成等を行う。

(2) 募集要項（案）等の作成支援

整備基本計画策定後に同計画に基づく事業の実施に向けて、募集要項（案）等の作成を支援すること。

なお、実施する事業スキームに応じて、募集要項（案）、実施方針（案）、要求水準書（案）に関する資料作成を行う。

(3) PPP/PFI 事業全般に関するアドバイス

PPP/PFI 事業を実施にあたり必要となる一連の業務について、適切なアドバイス等を行う。

(4) 報告書の作成

業務報告書を作成すること。

(5) 委託者との調整

業務の遂行にあたり、沖縄県商工労働部ものづくり振興課に対し、毎月 1 回以上進捗状況等を報告し、内容について確認をとりながら進めること。

5 成果物の提出

下記成果物を契約期間内に沖縄県商工労働部ものづくり振興課へ提出する。

- (1) 報告書 5 部
- (2) 報告書（概要版） 5 部
- (2) 報告書の電子データ（PDF 形式及び編集可能な形式にて提出）

6 再委託に関する事項

- (1) 一括再委託の禁止等

受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

<契約の主たる部分>

- ・契約金額の 50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

- (2) 再委託の相手方の制限

受託者は、本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

- (3) 再委託の範囲

受託者は、本委託契約の履行にあたり、第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとし、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせる時はこの限りではない。

<再委託ができる業務の範囲>

- ・アンケート実施に係る業務
- ・その他、県と協議の上、再委託承認が必要と認められるもの。

<その他、簡易な業務>

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本（デザイン構成含む）
- ・原稿・データの入力及び集計

7 連絡体制

受託者は、本事業の実施にあたって、専任の担当者を置くこととし、円滑な調整を図

れる体制を確保するものとする。

8 その他

- (1) 事業運営に係る組織体制については、沖縄振興についての専門的な観点からの客観的かつ合理的な分析が可能な組織体制とすること。
- (2) 事業の実施にあたっては、県担当者や担当部局との情報共有、意見交換を適宜実施すること。
- (3) 採用された企画提案については、実施段階において、予算や諸事情により変更を協議することがある。
- (4) 本業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しないこと。
- (5) 委託業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。ただし、本委託の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する。
- (6) 本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者の協議により決定する。